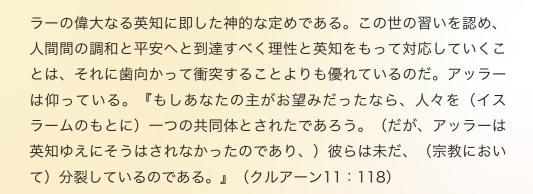
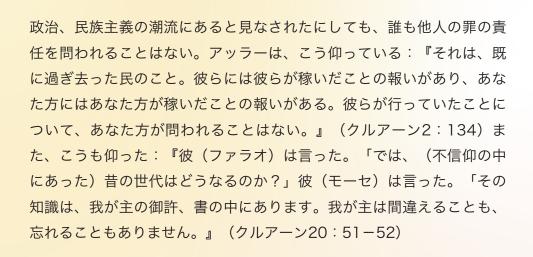


また会議の参加者らは、以下に示す原則に示される、この歴史的憲章の 主旨を承認した:

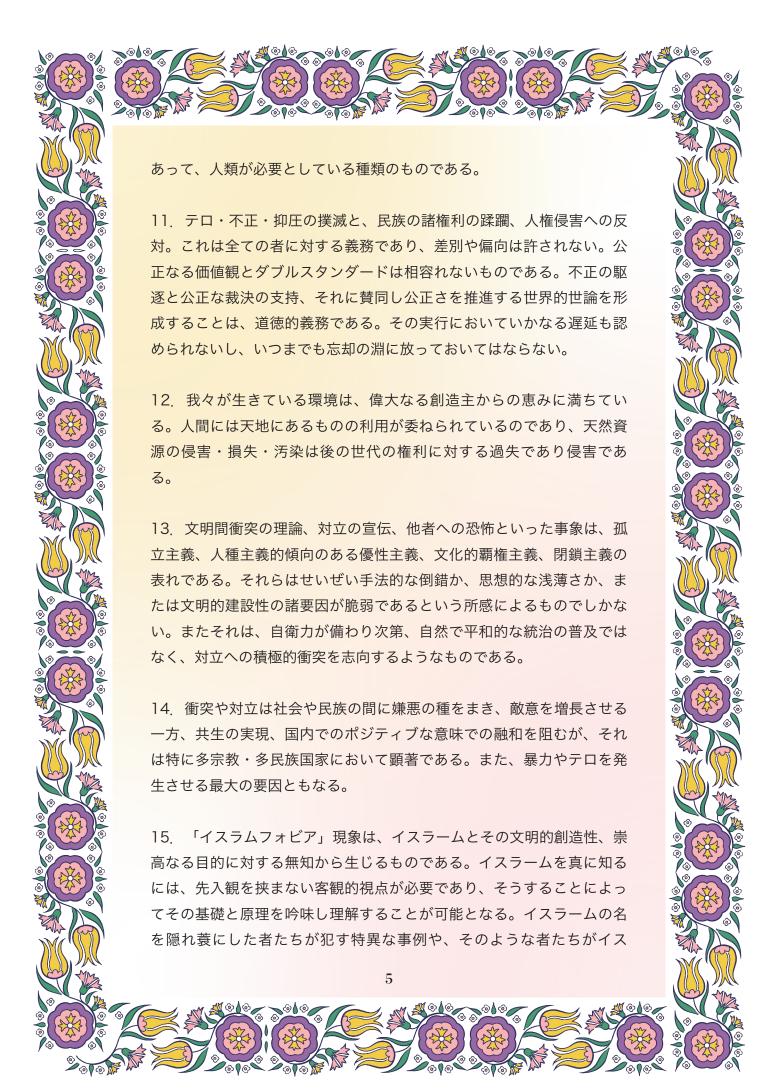
- 1. 人類は様々に異なる要素を有してはいるが、その祖先は1つである。人間は、人間であることにおいて平等である。アッラーは仰っている。『人々よ、あなた方を一人の者(アダム)から創られ、彼からその妻を創られ、そしてその二人から多くの男女を(創り)広められた、あなた方の主を畏れるのだ。そして、あなた方がかれにおいて頼みごとをし合うアッラーと、親戚の絆(の断絶)を畏れよ。本当にアッラーはもとより、あなた方(の一部始終)を見守られるお方である。』(クルアーン4:1)また全人類には、神からの栄誉が与えられているのである。アッラーは仰っている。『われらは確かに、アダムの子らに栄誉を授け、彼らを陸に海に運んだ。そして彼らに善き糧から授け、われらが創造した多くのものよりも、彼らを大いに引き立てたのだ。』(クルアーン17:70)
- 2. 人種差別的表現・スローガンの拒否。自分たちが優性であるという誤った思い込みに基づいた、憎むべき自己優越主義的な主張の糾弾。最も高貴な人間とは、アッラーが『人々よ、本当にわれらは、あなた方を一人の男性と一人の女性から創り、あなた方が知り合うべく、あなた方をいくつもの民族や部族とした。実にあなた方の内、アッラーの御許で最も高貴な者とは、最も敬虔な者なのである。アッラーこそは全知者、通暁されるお方。』(クルアーン49:13)と仰るように、最も敬虔な者なのである。また、預言者ムハンマドが「最良の人間とは、最も人々を益する者」9と言ったように、最良の者は最も他人の役に立つ者なのである。
- 3. 人々の間に見られる、信条・文化・性質・思考様式の違いは、アッ



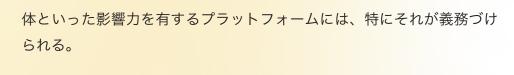
- 4. 人間社会における宗教的・文化的多様性は、衝突や確執を正当化しない。むしろ多様性というものは、全ての人々の福利のため、ポジティブな文明的パートナーシップの構築と、対話への架け橋・相互理解・相互援助へと導く効果的な交流を要求するのである。この種の交流は、人間への奉仕とその幸福のための競合や、異なる者どうしの共有点の探求をもたらす促進剤となる。更にはそのような探求は、崇高な価値観、公正さ、合法なる自由、相互尊重、全ての人々に対する善への愛情を礎とした、包括的な市民国家の建設に資することにもなるのである。
- 5. 天啓宗教10の根源は一つである。アッラーを唯一の神として、何も並べることなく信仰するが、その法規定と手法は多様である。そして宗教と、その信徒による誤った政治的実践を、結び付けて捉えてはならない。
- 6. 文明間対話は、他者との正しい相互理解、共通点の発見、共生のための障害の克服、関連する諸問題の解決にあたって、最良の手段である。対話は他者と、その存在権、法で定められたその他の諸権利を効果的に認識させ、集団間の公正さと相互理解を実現させる。そして更には他者の特性に対する敬意の念を深め、向こう見ずな嫌悪主義・陰謀論・例外的な事件や行動に対する誤った一般化などの原因となった、歴史的怨恨に満ちた過去を乗り越えていくことを可能にさせるのである。また歴史の責任は、その時代に生きた者にあるということを確認しなければならない。告発を受けているその歴史的時節が、いかなる宗教、思想、



- 7. 諸宗教と諸思想は、その信徒や支持者たちによる浅はかな行動から、無縁である。それらの行動は、彼ら自身を表現しているに過ぎない。多くの教義はその根本において、創造主のみの崇拝、被造物を益することによる神への奉仕、人間の尊厳の保持、高尚な価値観の勧め、良好な家族・社会関係の維持、といったことへと招いているのである。預言者ムハンマドは言っている。「私はよき品性を完遂するために、遣わされたのである。」11
- 8. 人間とその所産の破壊を一丸となって阻止し、人類の福利のために助け合うこと。これは単なる理論やスローガン的なものを超えた、世界レベルの有効な誓約によって実現する。そうすることによって、テロリズムがその1つの余波であり結果であるところの、文明的欠陥は矯正されよう。
- 9. ヘイトや暴力・テロ、文明間の衝突の扇動者たちを抑止する法律の施行。それは宗教的・民族的対立の諸要因を抑制することにつながる。
- 10. ムスリムたちはその豊富かつ独自の経験をもって、人類の文明に大きく寄与してきた。そして現在に至っても、彼らは多くの建設的な貢献を行うことが可能である。それは特にグローバリゼーションの弊害によって生じた価値観の消失と、道徳的・社会的・環境的危機のなかに



ラームの教えに偽って結び付けている軽率な行為の数々に、執着しては ならない。 16. 高貴な道徳的価値観の確立、高尚な社会的実践の励行は、あらゆる 者にとっての義務である。同様に、イスラーム的理解、および共通の人 道主義に則り、道徳的、環境的、家庭的問題に協同して立ち向かうこと が要求される。 17 個人の自由が人道的価値観を侵害したり、社会的共同体を破壊した りすることは許されない。自由と無秩序は別物である。いかなる自由 も、価値観、他人の自由、憲法、秩序を侵犯してはならず、一般民衆の 感情と社会的な平穏に配慮しなければならない。 18. 国家内政への干渉は拒否されるべき侵害である。経済的野心などを 伴う政治支配的手法、党派的思想の拡散、特定の場所・状況・慣習的背 景におけるイスラーム法的見解の強制といったものが、その最たる例で ある。いかに称賛されるべき口実があろうと、干渉は許されない。但 し、侵犯・反乱・腐敗を働く者への対抗において期待される福利や、援 助、支援、開発などの公的な要請により、合法的手段によって為された 場合はその限りではない。 19. 世界的な開発を成功させるという試みは、あらゆる形の腐敗を放逐 し、明瞭な監査体系を実行することにおいて模範とすべきモデルであ る。また、それは開発プログラムの妨げとなり、能力や資源の枯渇をも たらす消費主義的傾向の変革にもつながる。 20. ムスリム社会の保護の必要性。教育機関はそのカリキュラム、教 員、関連ツールを用い、人々の宗教的感情を啓蒙し、中庸性の理解へと 導き、陰謀論や宗教的・文化的衝突理論などのネガティブな潮流に警告 し、ムスリム共同体を頓挫させたり、他人に悪い憶測を抱いたりするこ とに関し、注意を勧告する義務がある。金曜礼拝の説教壇、市民社会団



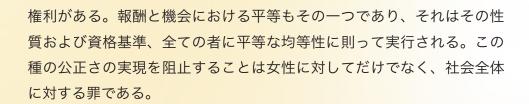
21. 人道主義という広い枠組みの中で、あらゆる宗教的・民族的・文化 的背景をもった人々の間に、均質に平和共生を実現させること。そのた めには世界の指導者たち、諸国際機関が一同に協力する必要がある。そ して政治的、経済的、人道的援助を行う際には、宗教や人種やその他の 要素で人を差別してはならない。

22. 完全なる市民性とは一つの資格であり、国内の多様性に対するイスラーム的平等の原理に裏づけされたものである。その原理の中では国全体、または多数派の内面性を表す憲法や秩序が尊重される。国家はそこにおいて義務がある。同様に、市民には誠実なる忠誠心、社会の安定と平和の護持、禁じられた物事や敬われるべき物事への配慮が義務づけられる。これらは全て相互義務であり、宗教的・民族的少数派を含む全ての者に、平等な権利が属する。

23. 崇拝行為のための施設に対する侵害は罪悪行為であり、法的拘束力、政治的保障、強力なる治安によって対することが要求される。また、そのような行為へと促す過激思想へと対抗しなければならない。

24. 飢餓、貧困、病気、無知、人種差別、環境問題への対策プログラムに関する、イニシアティブの強化。そのためには、政府機関、国際機関、民間組織を始め、人道、人間の尊厳、人権保護といった分野で奉仕する活動家ら、関連筋が一体になって協働する必要がある。

25. アッラーの法の範疇内で行われる女性の地位向上は、女性の権利である。宗教的、学術的、政治的、社会的、その他いかなる分野においても、女性の役割を軽視したり、女性の尊厳を貶めたり、女性の諸事を蔑んだり、女性の機会を阻んだりすることは許されない。女性はそれら全てにおいて、男性と差別をつけられることなく、その適正な地位を得る



26. 子供に対する健康、養育、教育面における関心は、家庭の責任であるのはもちろんのこと、国家、国際機関、関連する民間組織の責任の筆頭でもある。特に子供の可能性を広げ、能力を高め、創造性の機会とコミュニケーションスキルを与え、逸脱から守るための努力が必要である。

27. ムスリム青少年のアイデンティティを強化する必要性。それは宗教、祖国、文化、歴史、言語という、五つの基盤によるものであり、故意であるかどうかは関係なく、アイデンティティの弱体化や喪失を狙った試みから守らなければならない。それには文明衝突論、意見の異なる相手に対するネガティブなキャンペーン、極端さや暴力やテロなどの過激思想から青少年を保護するだけに留まらず、イスラームの懐の深さと親近感をもたらす礼儀作法に基づいた、他者との高い意識を伴うコミュニケーションスキルを磨かせる必要がある。他者の存在を理解し、その尊厳と権利を守り、居住する国家のルールを遵守し、イスラームの確固たる教えである「人類は一つの家族」の原理に則り、他者と協力し、相互に利益を交換していけるように、寛容さ、平和共生、調和の精神を身に付けさせなければならない。

また、この憲章の作成者らは、イスラーム的イニシアティブにより、 青少年の諸事一般に焦点を当てた世界会議を開催することの重要性を認 めている。そしてそのプログラムの中で、イスラーム内外のあらゆる青 少年の議論や問題を受け入れ、忌憚のない明快な形で、建設的対話によ る交流を行う。知識と教育的素養のある人材を用い、過去に空白やネガ ティブな結果をもたらした交渉の不在を回避すべく、青少年の段階や感 情を理解する対等な話し合いによって、対話と議論を交わし合うのであ る。



28. 決定事項やイニシアティブやプログラムを、机上論、表面的なスローガン、割高な費用といった次元から、実直さ、信憑性、構成力といったポジティブな具体的作用によって実効性へと移転していくこと。特に国際平和・安全の確立や、集団殺戮・民族浄化・強制移住・人身売買・非合法な中絶といった事象への糾弾に関することにおいて、それは急務である。

29. イスラーム共同体に関するいかなる取り決めも、宗教的諸事やそれに関するいかなることにおいても、宗教の名において語ることを許されるのは、本憲章会議に集まった集団のような、確かな学識を備えた学者集団だけである。本憲章は、全ムスリムにとっての礼拝の指針という、祝福にあふれた場所によって特色づけられるものである。

全人類の福利を目指す、共通の宗教的・人道的活動には、全ての者の参加が求められる。そしてそこには、いかなる排斥、自己優越主義、宗教・人種・肌の色による差別といったことも、介在する余地がないのである。

私たちの預言者ムハンマドとその一族、教友たち全員に、祝福と平安 あれ。

マッカはカアバ殿の傍らにて、2019年5月27-29日(ヒジュラ暦 1440年ラマダーン月22-24日)にわたり開催された、「マッカ憲章」会議における宣言文。

翻訳 サイード佐藤裕一(Saeed Yuichi Sato)



